

# 政府、警言戒区域指示

## 福島第1 20キロ圏内 一時帰宅3キロ圏除外

菅直人首相は21日、福島第1原発事故で深刻な被害を受けた福島県の佐藤雄平知事と県庁で会談し、原発周辺20キロ圏内は住民の立ち入りを禁じる「警戒区域」に設定するよう指示した。関係9市町村は22日午前0時から

実施。これに伴い、原発周辺住民の一時立ち入りを近く段階的に始める。(3・4面に関連記事)警戒区域の設定は災害対策基本法に基づくもので、強制的に立ち退きや立ち入り禁止を命じることは慎重論もある。

また菅首相は、半径20キロ圏外にある飯館村、南相馬市の一部などを22日に計画的避難区域に指定する方針を伝えた。20キロ圏内で緊急時に避難を求める緊急時避難準備区域も22日に公表する。枝野幸男官房長官は21日の記者会見で、警戒区域への一時立ち入りについて「できることから数日に始め1カ月か2カ月で一巡したい。1回限りではない」と述べた。福島第2原発の避難区域は半径10キロ圏内から8キロ圏内に縮小する。住民の被ばく量をできるだけ少なくするため、一時立ち入りを認めるのは1世帯で1人で、滞在は最大で2時間程度とする。第1原発の半径3キロ圏内は対象外。3キロ圏外でも放射線量が高い地域は対象外となる。地区ごと

区域に入る。防護服を着て線量計を携帯。持ち出せる私物は財布や通帳などの貴重品で、バッグ一つに収まる程度とする。